

令和5年度 福島市立清水小学校 いじめ防止基本方針【R5, 11, 20 改定】

【基本理念】

- 1 学校は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- 2 学校は、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めるようにする。
- 3 いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、保護者及び関係機関等はいじめは現に起きているとの基本認識に立ち、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携し、いじめの問題の克服に取り組むようにする。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（条例第2条1号）をいう。

- ※ いじめの認知にあたっては、いじめの被害児童の立場に立つとともに、学級担任等の特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法及び福島市いじめ防止基本方針をもとに、学校いじめ対策組織を活用し学校全体で組織的に行う。

1 目的

- (1) いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策に関し、基本理念を定め、学校の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。
- (2) いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (3) いじめ防止等対策委員会を中心として、いじめの防止・早期発見及びいじめへの対処、解消について積極的に取り組み、全児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるようにする。

2 組織

- (1) 学校校務運営組織の各種委員会内に、いじめ防止等対策委員会「以下「委員会」という。」を常設する。この委員会は、校長（委員長）、教頭（副委員長）、教務主任、生徒指導主事（いじめ防止等対策主任）、及び委員長が必要と認める者で構成する。なお、重大事態への対応の場合には、必要に応じて外部人材等を加える。
- (2) 委員会は、基本理念にのっとり、児童の保護者、関係機関等との連携を図りつつ、早期発見及び早期解消に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に委員会を招集し対応する。

※ 重大事態の定義

(1) いじめにより、児童生徒の生命や心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（※ 年間30日を目安または一定の期間連続して欠席）

3 いじめに対する対応・措置の基本方針

(1) いじめの対応に当たっては、「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて対応する。

(2) いじめに関する児童からの相談、保護者の訴え・相談や通報を受けたとき、及び在籍児童がいじめを受けていると思われたときは速やかに委員会を招集し、いじめの事実の有無を確認する。また、その結果を福島市教育委員会に報告する。

(3) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。

(4) 必要な場合は、いじめを受けた児童またはいじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。

(5) いじめの事案にかかわる情報は、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置を講じる。

(6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき内容に及ぶ場合は、児童の生命・身体または財産を守るため、適切な援助を求めることにためらわず、福島警察署と連携して対処する。

4 具体的な取り組み内容

(1) いじめの未然防止

いじめは現に起きているという基本認識に立ち、本校在籍の全児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員で取り組む。また、全教育活動を通じて、道徳教育、体験活動、生徒指導の充実を図るとともに、心の居場所としての学級経営、集団づくりの充実を図るようにする。

① 自己有用感や自己肯定感を高める指導

- ・ 各学級において「友達のがんばり・よいところ見つける」等の取り組みを行い、児童に自信をもたせることができる場面を増やす。
- ・ 学級活動等で個々に役割を任せ、その活動を適切に評価することで、集団への所属意識を高める。

② 道徳教育の充実

- ・ 本年度の重点内容項目の一つである「親切、思いやり」及び「規則の尊重」「相互理解、寛

容」「希望と勇気、努力と強い意志」などの道徳的価値についての授業を通して、規範意識や人権意識を高める。

- ・ 様々な問題や課題を主体的に解決するための資質・能力を養うために、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れ、人間としての生き方についての考えを深めさせる。
- ・ いじめについて全校で考える時間を設定し、道徳の学習を通して、いじめは絶対に許されない、という心情を育てる。

③ アンケート調査「なかよしアンケート」の実施

- ・ 定期的にアンケート調査「なかよしアンケート」を実施し、いじめの問題についての意識を高める。また、日常的・継続的に児童に働きかけ、児童の人権意識を高める。

④ いじめ防止に関する講話

- ・ 校長やスクールカウンセラー、いじめ防止等対策主任（生徒指導主事）の講話を設定し、いじめ防止に関する全体指導を行う。その機会は、全校集会や各学期の始業式等を活用する。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識する。この認識に基づき、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう心がける。また、児童に対して定期的な調査を実施するとともに、児童がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。

① レベル1～4の視点で対応し、いじめを認知した場合、速やかに福島市教育委員会に報告する。

レベル1：学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめを受けたと感じている。（アンケート調査、聞き取り調査、個別面談、声掛け）

レベル2：元気がない、学習意欲が低下する。身体的不調を訴える（保健室への出入りの増加）、交友関係が変化する（孤立）、頻繁にいたずらをされる、物がなくなる、欠席・遅参・早退等が増える（不登校傾向）、（組織的対応：学校いじめ対応組織による事実関係把握、被害者の心のケア、加害者への指導、家庭、地域と連携）

レベル3：不登校、別室登校、身体的損傷（打撲、傷、衣服の汚れ等）暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害（警察・児童相談所・医療・民間団体等関係機関との連携、出席停止等の処置）

レベル4：自殺未遂、自殺（SC・SSW等専門家の助言に基づいた対応：本人及び家族、児童等、教職員 窓口一本化：マスコミ対応）

※子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（平成26年7月文部科学省）

② アンケート調査と教育相談（対児童）の実施

- ・ 5月・11月・2月にアンケート調査「なかよしアンケート」を実施する。
- ・ 特に12月の個別懇談（対保護者）前には、資料をもとに児童全員との教育相談を行う。
- ・ アンケート実施後は、速やかに内容の確認とダブルチェックを行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容があれば、即座に対応する。

③ 児童理解と日常的観察

- ・ 登校後、いつもと様子が違っていたりふさぎ込んだりしている児童がいないかなど、児童の表情・態度をよく観察し、気になる児童に対しては、速やかに話を聴くよう努める。また、保護者とのコミュニケーションを密にし、情報の共有を行う。
- ・ 休み時間に一人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいないか、更には登下校の様子など、学校生活のあらゆる場面で孤立しがちな児童をよく観察する。
- ・ 日記等を活用して、児童の思いや悩みの把握に努める。

④ 生徒指導にかかわる情報交換

- ・ プロジェクトミーティングや職員会議のときに、生徒指導に関する情報交換を行い、本校児童のいじめの兆候の把握に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見に至った場合には、特定の教職員で抱え込まず、「委員会」を中核に組織的に対応する。対応の基本は、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、段階的・継続的に教育的な配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関や専門機関との連携のもとで取り組む。

- ① 何よりも被害児童の保護を最優先する（被害児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

② 情報を集める。

- ・ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「委員会」に情報を集める。
※児童への聞き取りに際しては、複数で聞き取り、時系列で記録に残すようにする。

③ 指導・支援体制を組む。

- ・ 「委員会」で教職員の役割分担を考え、即時対応できる指導・支援体制を組む。

④ 児童への指導・支援を行う。

ア いじめを受けた児童へ対して

- ・ この児童にとって信頼できる人（親しい友達や教師、家族等）と連携を図り、寄り添い支える体制を作る。

イ いじめを行った児童に対して

- ・ いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自分の行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育てる。

ウ いじめを見ていた児童に対して

- ・ 自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

⑤ 保護者と連携する。

- ・ いじめを認知したら、即日、被害・加害児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

(4) いじめ解消の判断

単に謝罪をもっていじめ解消したと判断せず、少なくとも、以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断する。しかし、これらの要件が満たされていた場合であっても、何をもって「解消」とするかという点について共通理解が必要である。また、再発の可能性が十分あることも踏まえ、日常的な児童の観察、心のケア等を行う。

また、対応にあたっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」「いじめられる側にも原因がある」など、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検する。

① いじめに係る行為が解消している。

- ・ いじめ被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。）継続していること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていない。

- ・ いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われていること。

(5) 重大事態にかかる内容

① 重大事態の定義

法 28 条第 1 項による。 ※本いじめ防止基本方針 P2 掲載

② 重大事態の調査

- ・ 重大事態となるいじめは定義の通りであるが、それらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉え、いじめを受けた側に寄り添った対応を行う。

【重大事態と認める場合】

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
○児童が自殺を企画した場合 ○身体に重大な被害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合 等 ○精神性の疾患を発症した場合 等

○ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

※いじめを原因とした欠席が続き、当該校へは復帰できないと判断し、転学した場合。

- ・ いじめにより相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（※ 年間30日を目安または一定の期間連続して欠席）
- ・ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。）

③ 重大事態の報告

- ・ 学校は事態把握後、福島市教育委員会を通して7日以内に福島市長に報告する。

(6) その他

① 組織的な指導体制

- ・ 校長を中心に全職員が一致協力体制を確立する。
- ・ いじめ対策組織の構成・人員配置を工夫する。

② 校内研修の充実

- ・ いじめの対応にかかわる教職員の共通確認を図るため、年に複数回いじめ対策をはじめとする生徒指導協議会を活用し、「委員会」による生徒指導上の諸問題に関する校内研修会を行う。

③ 関連研修会内容の伝達講習及び共有化

- ・ いじめに関する外部研修会内容は、速やかに伝達講習を行い、共有化を図る

④ 評価と改善

- ・ 学校評価の結果等をもとに、いじめ防止基本方針の見直しを行い随時改善を図っていく。
- ・ いじめ認知が「0件」だった場合、その結果を保護者に公表し、表面化していないいじめはないか再度確認する。

5 年間計画

時 期		取り組み内容	備 考
一学期	4月	通年の取り組み <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己存在感・自己有用感を高める指導 ○ 道徳教育の充実 ○ 心育ちプロジェクトにおける生徒指導にかかわる情報交換と指導の在り方の共通理解 (○ 清水っ子ファミリーでのよさの称賛) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ エンカウンター① 	
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長，教頭いじめ対応研修会の内容を職員全員で共通理解を図るための伝達講習会 ・ いじめについて全校で考える時間の設定（道徳） ・ 生徒指導全体会兼いじめ防止対策委員会① ・ なかよしアンケートの実施① ・ （清水っ子ファミリー①） 	
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ （清水っ子ファミリー②） 	
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ （清水っ子ファミリー③） ・ いじめ防止講話① 	夏季休業前・後の指導として，校長等による。
二学期	8月		
	8・9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンカウンター② ・ 生徒指導全体会兼いじめ防止対策委員会②（研修・講師等招聘） ・ （清水っ子ファミリー④） 	
	10月		
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ なかよしアンケートの実施② ・ （清水っ子ファミリー⑤） 	
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別懇談（対保護者） ・ いじめ防止講話② 	冬季休業前・後の指導として，校長等による。
三学期	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンカウンター③ ・ （清水っ子ファミリー⑥） 	
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ なかよしアンケートの実施③ ・ 生徒指導全体会兼いじめ防止対策委員会③ ・ （清水っ子ファミリー⑦） 	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止講話③ 	学年末・始休業前の指導として，校長等による。

